

注意喚起

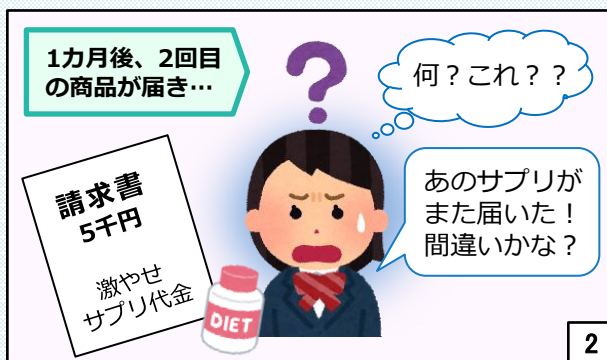
「お試し」のつもりが定期購入に！

低価格等をうたう広告は、契約内容を確認しましょう

県消費生活センターには、10代～20代の若者からインターネット通販の定期購入トラブルに関する相談が多く寄せられています。

## 【相談事例】

無料動画サイトの広告を見て、500円のダイエットサプリを申し込んだ。1回目の商品が届いた直後に2回目の商品が届き、5,000円を請求されている。すぐに解約の連絡をしたが、2回目は支払う必要があると言われた。



- 初回分の金額のみが強調され、定期購になっていることが分かりにくい場合があります。
- 契約内容の文字が小さい、または画面の下の方に記載されていることがあります。解約や返品などの条件を必ず確認しましょう。
- 未成年者は特に気を付けて、保護者などの同意を得て申し込みましょう。

## トラブルを防ぐためのポイント

- **無料**や**低価格**などの**うまい話**には何か**理由**があると思って、**慎重に検討**しましょう。
- インターネット通販をはじめ**通信販売**では、**クーリング・オフ制度がありません**。注文する前に、**定期購入が条件**となっていないか、**解約・返品できるか**などの条件をしっかりと確認しましょう。
- **未成年者**が保護者などの法定代理人の同意を得ずに行った契約は、**一定の場合を除いて取り消す**ことができます。

『おかしいな』『困ったな』と思ったら **ひとりで悩まず** まずは **相談を!**

佐賀県消費生活センター

TEL:0952(24)0999

FAX:0952(24)9567

✉: shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

相談**無料**です！

【受付時間】9:00～17:00

※16:30までにお電話ください

※土日祝日（年末年始を除く）も受付

消費者ホットライン

または 局番なし **188**

お近くの相談窓口につながります